

稚内水産試験場庁舎並びに構内警備及び機械設備の運転と保守点検業務処理要領

この要領は、委託契約書第2条第1項の規定に基づき、稚内水産試験場庁舎及び構内の警備並びに管理研究棟と飼育実験棟に設置された各機械設備（下記1-2の定める保守点検対象箇所）の維持及び運転の運用にあたり、正常な運転と危害の防止を図るため、法令等に定めるもののほか、委託業務の処理についての必要な事項を定めるものとする。

1 業務の範囲

1) 警備の対象箇所

- ① 庁舎（管理研究棟・飼育実験棟）及び構内の警備
- ② 飼育実験棟の機械設備の監視（別添4「警備業務における監視機械設備等」）

2) 機械設備の運転及び保守点検対象箇所

- ① 管理研究棟—暖房、電気、消火、空調、給水等設備等
- ② 飼育実験棟—海水の揚水、濾過、循環、加温・冷却設備等機械設備等

2 業務委託時間及び勤務体制等

1) 警 備

- | | | |
|--------|---------------------|----|
| ① 開庁日 | 「17:30」～「翌朝 9:00」まで | 1名 |
| ② 閉庁日等 | 「17:30」～「翌朝 9:00」まで | 1名 |
| | 「 9:00」～「 17:30」まで | 1名 |

2) 機械設備

- | | | |
|--------|--------------------|----|
| ① 開庁日 | 「 9:00」～「 17:30」まで | 1名 |
| ② 閉庁日等 | 「 9:00」～「 17:30」まで | 1名 |

※) 閉庁日等とは、土曜日、日曜日、祝祭日及び年末年始の休暇日（以下「閉庁日等」と言う）

3 業務資格等

次のとおり業務処理責任者、警備員並びに業務担当技術者等を配置するものとする。

1) 警 備

- ① 警備員は警備業務について、作業の内容判断ができる技術力及び必要な技能を有している者であること。

2) 機械設備

- ① 機械設備の運転及び保守点検業務担当技術者は、設備の運転・監視および日常的な点検保守業務について、高作業の内容判断ができる技術力および必要な技能を有し、実務経験5年以上10年未満程度の者。

4 業務内容

1) 警 備

- ① 各部（室）の鍵の受け渡しを行うこと。
- ② 玄関の施錠又は開錠すること。

- ・ 開庁日は19時に施錠し、翌朝8時に開錠することとし、閉庁日等は施錠したままとする。
- ③ 閉庁日及び時間外の庁舎出入者の確認を行うこと。
- ④ 閉庁日及び時間外の文書（郵便物等）、電話等の受付、管理を行うこと。
 - ・ 警備業務中に配達された郵便物等を警備日誌に記入し、すべて封皮のまま甲に引き渡すものとする。
- ⑤ 遺失物及び拾得物の受付、管理を行うこと。
- ⑥ 国旗及び道旗等の掲揚及び降納を行うこと。
 - ・ 閉庁日等を除く毎日、国旗及び道旗等を8時30分に掲揚し、18時に降納するものとする。この場合、国旗塔に向かって中央に国旗を掲揚し、その左に道旗を右に道総研旗を掲揚すること。
- ⑦ 巡回業務を行うこと。
 - ・ 巡回時間は次のとおりとする。
 - ・ 開庁日 19:00 22:00 6:00
 - ・ 閉庁日等 19:00 22:00 6:00 10:00 14:00
 - ・ 巡回経路 「別添5」のとおり
 - ・ 巡回業務内容
 - ・ 庁舎の窓及び扉の施錠確認を行うこと。
 - ・ 未処理の可燃物確認及びその処理を行うこと。
 - ・ 電気、ガス、防災設備の確認を行うこと。
 - ・ 不法侵入者、挙動不審者の取締りを行うこと。
 - ・ その他防災、防犯上必要と認められる事項。
- ※) 巡回にあたっては、各室の内部も巡視し、異常のないことを確認すること。
また、19時から20時の間、22時から23時の間に1回程度正面玄関の業務車の様子を確認すること。
- ⑧ 別添4に掲げる機械設備等の目視、異常停止及び警報に対する連絡を行うこと。
- ⑨ 飼育している魚類等の状態を確認すること。
- ⑩ 非常災害時における連絡を行うこと。
- ⑪ 冬季行われる除雪業務の作業確認を行うこと。
- ⑫ その他委託者が特に必要と認め、指示する事項。

2) 機械設備

- ① 設備の点検周期
 - ・ 場内各部屋に設置してある機械設備（別添3「機械設備の点検表」の機械）について当該表の点検周期のとおり周期点検を行うこと。
- ② 運転・監視及び保守点検並びに室温確認、管理
 - ・ 上記機械設備について、別添2「機械設備の運転及び保守点検業務日誌」に掲げる設備等の運転状況及びメーター等の確認を行うこと。
 - ・ 誘導灯や出入口表示灯は入念に点検するものとする。
 - ・ 上記日誌4（温度管理状況）に掲げる部屋について室温確認（指定時間）するとともに温度管理（夏期・冬期）を行うものとする。

また、その他の室についても温度管理を行う。

	指定時間	確認する部屋名等	温度管理
管理研究棟	9:00&14:00	玄関、総務部	夏 28℃ 冬 20℃
		ギャラリー、図書室、廊下	夏 28℃ 冬 15℃
飼育実験棟	9:50&14:30	機械室、生物濾過室、 飼育管理室、飼育観察室	夏 28℃ 冬 20℃

- ③ 各設備の故障の対応
 - ・ 異常を確認した設備の簡易な故障は速やかに修理すること。
 - ・ 警備員から異常連絡を受けた設備についても同様に対応すること。
 - ・ 乙では対応不可能な場合は、応急処置の後、直ちに業務担当員に連絡すること。
 - ・ 故障や異常のあった設備の対応状況は別紙の機械設備の運転及び保守点検業務日誌に記載し業務担当員に報告するものとする。
- ④ 消耗品の交換
 - ・ 各設備の消耗品、蛍光灯及び電球（場内及び街灯敷地内高さ 2 m以下）の交換を行うものとする。
- ⑤ 立会
 - ・ 作業等、外部業者の整備点検清掃業務に立会うこと。
- ⑥ 工具の管理
 - ・ 工具等の点検整理、整理整頓をすること。
- ⑦ 記録管理
 - ・ 各設備の運転状況を記録すること。
 - ・ 保守管理に関する資料の作成、保管すること。

5 業務報告

委託契約書第 14 条「提出・報告義務」の規定に基づく、各報告書の様式については次のとおりとする。

- 1) 警 備 「警備日誌」（別添 1）による
 - ① 警備員は、警備終了後、警備中に発生した災害・警報及びその他の異常は、上記日誌に記載し甲へ提出し確認を受けるものとする。
 - ② 緊急時に行った措置及び機械設備業務担当者との相互連絡についても記載、報告することとする。
- 2) 機械設備 「機械設備の運転及び保守点検業務日誌」（別添 2）及び
「機械設備の運転及び保守点検業務記録」（別添 3）による
 - ① 機械設備員は、業務終了後、業務内容を上記日誌等に記載するものとする。
 - ② 故障や異常のあった設備の項各号の業務での設備の異常・交換・修繕及び立会業務等があった場合もその旨記載すること。
また、点検以外の業務については、連絡、処理事項欄に内容を記載すること。
 - ③ 警備員との相互連絡についても記載、報告することとする。

6 緊急時の措置等

甲は、緊急時に備えて、警備室に関係機関などの連絡先一覧を掲示するものとする。

1) 警 備

- ① 警備中に異常を発見した場合又は災害・警報等の連絡を受けた場合は、速やかに必要な措置を取るとともに、直ちに甲（関係部署）及び関係機関（警察・消防等）へ連絡するものとする。
- ② 別添3の機械設備・水槽及び飼育魚類等に異常を発見した場合、速やかに甲（場内関係部署）及び機械設備業務担当者へ連絡するものとする。
- ③ 対処・連絡などの措置については、警備日誌等の書面をもって報告するものとする。

2) 機械設備

- ① 機械設備整備中に異常を発見した場合は、速やかに必要な措置を取るとともに、直ちに甲（関係部署）及び関連会社へ連絡するものとする。

7 警備・機械設備の相互連絡体制

1) 警 備

- ① 警備員は、警備中発生（発見）した、機械設備（別添4）・水槽及び飼育魚類等に異常を発見した場合、速やかに甲（場内関係部署）・機械設備委託会社及び機械設備の業務担当者へ連絡（引継）するものとする。

2) 機械設備

- ① 業務が終了したとき及び勤務時間外に機械設備を引き続き監視する必要がある場合は警備業務担当者へ連絡（引継）するものとする。

8 経費の負担

- ・ 業務上に使用する消耗品、資材については、甲の負担とする。

9 物品の供与

- 1) 業務に必要な物品は、別表のとおり甲が、乙へ無償で貸付けるものとする。
- 2) 業務履行に必要な電気、水道料金は、甲が負担するものとする。ただし、乙は、節約に努力しなければならない。

10 実施計画書の提出について

警備について、乙は、予め甲の意見を聞き、警備実施計画書を作成し、甲に提出するものとする。